

此見書

ハ包装箱金ハ一俵ニ対シテ金四錢也、コト(従来三錢七厘、此三厘五毛増)

六火傷ハ五錢ニ厘ノコト

三普通従業員ノ終身額ハ三十錢率以上ノ者ハ全廢スルコト

四卸部従業員ハ全員二十率ノ事但シ一多十八率ノコト

五女ハ従前通リノコト

六アエペラ部男子ハ同率ノコト

七人事及仕事上ニ關スル事ハ両者相談ノ上セラルコト

八古語後ノ手當金ハ親方ノ負担ノコト但シ手當ハ二割五分

九古語後ハ各部従業員ト親方ト俄力ノ上スルコト

十卸部雜收入ハ男子ノミニ限リ分配スルコト

一六老年ニ達シ勞苦ニ堪ヘサルト認メタル者及仕事上故意ニ會社ノ機械又ハ器具ヲ破壊シ又ハ會社ニ対シ迷惑ヲカケタル者ハ

辭雇スルコト

一三本組合員中ヨリ犧牲者ヲ出サハルコト

一三家族見舞金トシテ金一千八百也下サルコト 右条項ハ甲乙丙

者ニ於テハス履行スルコト

此覺書ハ親方ヲ甲トシ従業員ヲ乙トシテ三通リ作製シ甲乙丙者ニ於テ一通リ、所持スルモノトス

昭和五年十月十一日

中村崇藏代

田中勝 茂

今清 五郎

別東合同労働組合本部

代表 白鳥 公 進

全 小松原光太郎

従業員